

無料

# 新型コロナウイルス感染症にまつわる トラブル話し合い（調停）

## 新型コロナウイルス感染症の影響で生じたトラブルについて 話し合いによる解決を司法書士がサポートします！

新型コロナウイルス感染症の影響で生じたトラブル（キャンセル料等の契約上のトラブル、賃料の支払い等の不動産賃貸借契約上のトラブル、職場とのトラブルなど）を、話し合いによって解決することを目指し、司法書士が間に入ってサポートします。

お申込みの事案が手続に適しているかどうかの判断を行うため、事前に事案の聞き取りをさせていただきます。プライバシーは固く守られますので、ご安心ください。

話し合いができる紛争の範囲は、140万円以下の司法書士の業務範囲に限られます。



### ● 調停とは？

申立てをする人とその相手が、同じテーブルにつき、一緒に話し合うことです。司法書士は双方の中立の立場で、話し合いをサポートします。

### ● 調停に必要な費用は？

新型コロナウイルス感染症にまつわるトラブルに関する調停は、すべて**無料**です。解決してもしなくても、調停手続きの手数料、司法書士の報酬は必要ありません。

費用は無料！



### ● 調停に必要な期間は？

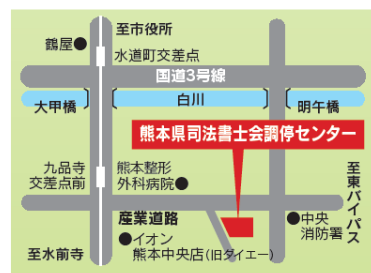
原則として、3回以下の話し合いで解決できるよう支援します。順調に話し合えれば、2か月程度で終了します。

### ● 話し合いはいつ・どこで、感染防止の対策は？

熊本県司法書士会館で行います。

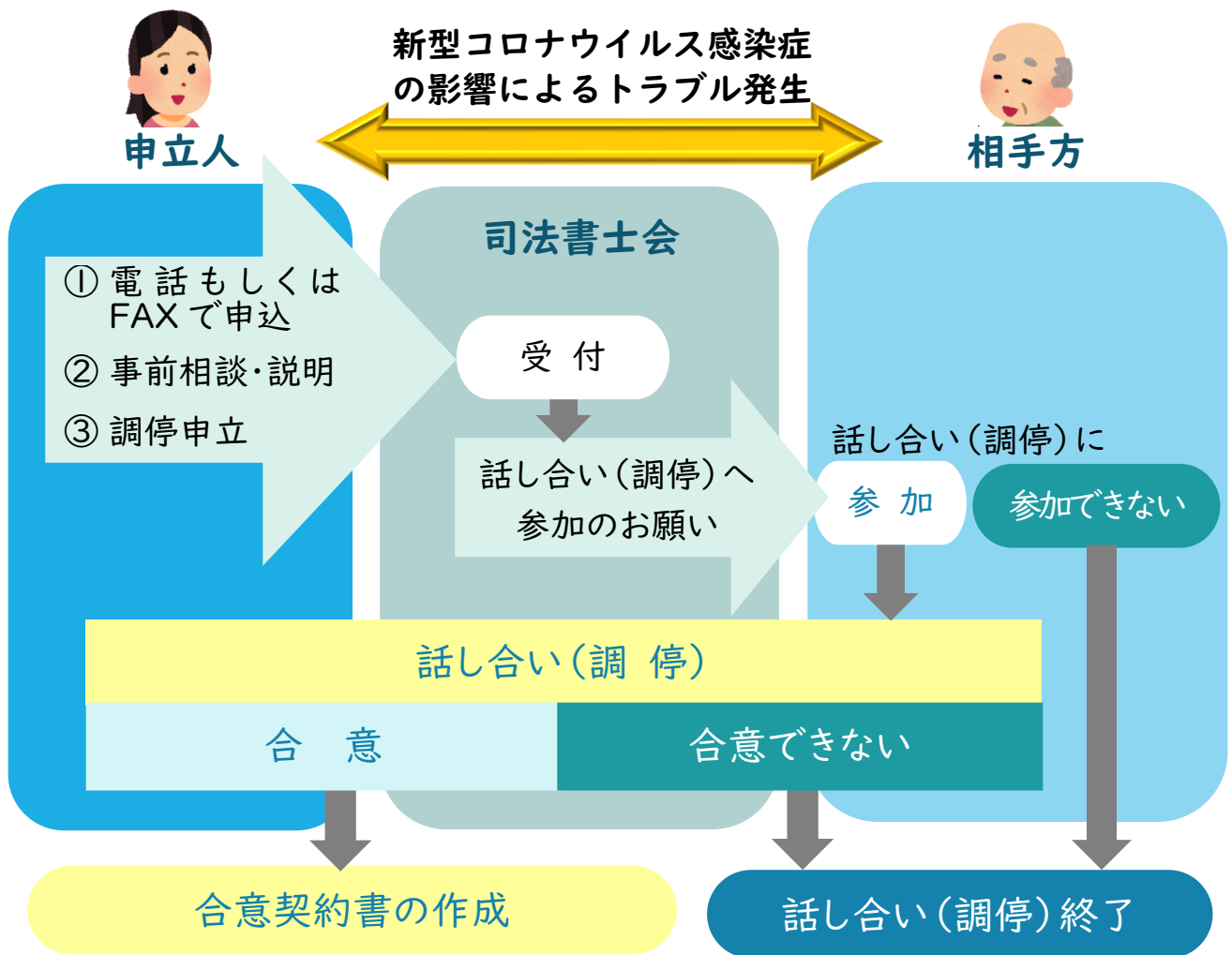
新型コロナウイルス感染症感染防止のため、当事者間に適切な距離を設け、常時換気をする等、感染予防に配慮した環境にて話し合いを行います。

原則として、平日昼間に行いますが、どうしても都合がつかない場合は夜間や土曜日・日曜日の調停も可能です。



# 話し合いの流れ (調停)

司法書士が双方の言い分をよく聞いた上で、話し合いを中心とした解決をお手伝いします。  
新型コロナウイルス感染症感染防止のため、当事者間に適切な距離を設けて話し合いを行います。



## 申込方法

●電話 096-364-2889 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

●FAX 新型コロナウイルス感染症にまつわる話し合い手続案内申込書  
(送信先 熊本県司法書士会事務局 FAX: 096-363-1359)

申立人	氏名 (会社名及び代表者名)	ふりがな	電話番号
	住所	ふりがな	携帯
相手方	氏名 (会社名及び代表者名)	ふりがな	電話番号
	住所	ふりがな	携帯

熊本県司法書士会調停センター

熊本市中央区大江4丁目4番34号  
TEL : 096-364-2889  
FAX : 096-363-1359

認証年月日/番号 平成21年9月8日/第40号